

## 結核について

結核は、「たん」などに含まれる結核菌が、咳やくしゃみによって空気中に飛び散り、それを吸い込むことによって感染します。主に肺に炎症を起こす感染症です。

菌を吸い込んだ人すべてが感染するわけではなく、感染した人が必ず結核を発病するわけではありません。体力の低下や免疫力が落ちると発病しやすくなります。

### ・「たん」の中に結核菌が出ている（塗抹陽性）の場合

他の人にうつる恐れが高いため、原則として入院による治療が行われます。

また、接客業など多くの人と接する業務につくことが制限されます。

### ・「たん」の中に結核菌が出ていない場合

他の人にうつす恐れは低く、症状にもよりますが、通院による治療が中心となります。

治療は、標準で6か月から9か月間、複数の結核薬を服用します。副作用などにより、薬の種類が途中で変わることもあります。

治療を開始すると症状は消失しますが、決められた期間の途中で服薬をやめてしまうと菌の増殖が抑えられないため治りません。また、菌が薬への抵抗力（耐性）をつけてしまい、薬が効かなくなってしまうことがあります。

必ず、最後まで服用を続けましょう。

## DOTS（ドッツ：直接服薬確認療法）について

毎日薬を飲み続けることは大変なことです。確実に服薬が続けられるよう、保健師が定期的にご連絡をし、治療のサポートを行います。

生活状況に応じて、区役所の窓口・薬局などで、薬の服用状況や副作用の有無をお伺いしたり、療養のご相談をお受けしています。

必要に応じ、主治医との連絡も行います。



不安や心配なこと、わからないことなどがありましたら  
どうぞお気軽にご相談ください。

memo

# 結核の治療を 受けられる方へ

福祉保健センター（保健所）では、  
療養の支援や感染まん延の予防を行っています。

### ◆治療が終了するまでの、継続的な支援

- ・お薬の確認などのため、定期的な連絡
- ・治療や病気・日常生活のことなどの相談
- ・医療費の公費負担制度



### ◆治療終了後は、再発を早期に発見するための 定期的なご連絡

### ◆周囲の方の感染や発病を早期に発見するための健診、相談

### ◆結核についての情報提供

横浜市 \_\_\_\_\_ 区福祉保健センター福祉保健課 健康づくり係

担当 保健師 \_\_\_\_\_ 事務 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

## 医療費の公費負担申請について

結核の治療を安心して続けていただくために、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、結核の医療費の全部または一部を公費で負担する制度があります。

お住まいの区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係が申請窓口となります。

### 感染を拡大するために入院が必要な場合（入院勧告）

#### ◆対象

「たん」の中に結核菌が出ている（塗抹陽性）など、他の人に感染させるおそれが高く入院が必要な場合

#### ◆公費負担の範囲

医療保険適用分について全額を公費で負担します。保険外診療は対象外です。

治療・検査・療養以外にかかる費用は自己負担となります。

（ただし、世帯の市町村民税の所得割額の合計が5万6千4百円を超える場合は、月額2万円【入院が30日に満たない場合は2万円の日割額】の自己負担が生じます。）

#### ◆期間

治療により、感染性の消失が認められるまでです。

（入院勧告に基づく入院が終了するまで）

#### ◆申請方法

「公費負担申請書」に、必要書類を添えてご提出ください。

【申請に必要な書類】

- ① 健康保険証の写し
- ② 住民票（世帯全員が記載され、続柄の記載があるもの）
- ③ 市町村民税の所得割額を証明する書類（世帯全員分）

「課税（非課税）証明書」又は「市町村民税の決定通知書の写し」

入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月～6月の場合にあつては、前年度）の市町村民税額の所得割の額の確定額



生活保護受給者	生活保護担当等の発行の「受給証明書」（原本）
中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方	「本人確認証」の写し

※②③を省略できる場合があります。

※7月1日時点について、再度自己負担額の確認をさせていただきます。

## ★こんなときは早めにご連絡ください。 ※公費負担に影響することがあります

- 結核の治療内容が変わるとき
  - ・結核の薬の種類が変わる
  - ・結核の治療に関して、手術や装具が必要になった
  - ・通院治療から入院に変わる
- 住所、氏名、結核の治療を受ける病院が変わるとき

### 通院治療の場合（勧告以外の入院治療を含む）

#### ◆対象

感染症法に基づく入院（入院勧告）を必要としない場合

#### ◆公費負担の範囲

結核の治療にかかる医療費の一部が公費負担となり、本人負担が5%となります。（医療保険各法・介護保険法等による給付が優先適用となります。）

<対象内容>

- ・検査（菌検査【塗抹・培養】、胸部エックス線およびCT検査）および半嚙料
  - ※複鋳型法（PCR）検査、MRIは対象外
- ・薬（抗結核薬【14種類】および結核治療のために用いる副腎皮質ホルモン剤）
  - 投与に伴う処方料・処方せん料・調剤料・調剤技術基本料・注射料を含む
  - ※薬剤費等は供料、上記以外の薬剤（副作用の治療薬を含む）は対象外
- ・結核の治療のために行う外科的療法およびそれに伴う処置・入院
  - ※入院に伴う食事療養費は対象外
- ・骨関節結核の装具療法およびそれに伴う入院
  - ※入院に伴う食事療養費は対象外

※初診料・再診料・指導料・診断書料・協力料は公費負担対象外です。

※包括医療費支払い制度（DPC）は対象外となります。

#### ◆期間

申請受理日から最長6か月です。

承認期間を過ぎて治療を継続する場合には、再申請（継続申請）が必要です。

※区福祉保健センターが受理した日（郵送の時は消印日）から有効となりますのでご注意ください。

#### ◆申請方法

「公費負担申請書」に、「主治医の意見書」及び「3か月以内に撮影した胸部エックス線画像など」必要書類を添えてご提出ください。

